

第63回平成27年3月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成27年3月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午前11時33分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
		福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問、最終日になりました。本日もよろしく申し上げます。

本日、飯澤会計室長より欠席の届けが参っておりますので、お知らせします。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に5番、安達種雄議員の一般質問を許可します。

安達議員。

5番(安達種雄) おはようございます。

通告に基づきまして、町長にお考えを伺うものであります。最初に町内の空き家対策につきましては、一昨日、藤田議員よりの質問により、同様の部分がかかなりあります。したがって、私は重複をしない部分について、理事者、町長に伺います。まず、平成27年度より町内の空き家のデータを企画財政課が担当し、その情報を保有することとありますが、空き家の名義人によりますところの貸借、売買などの情報を管理することとなるのかと思います。

まず、一つの質問は、その内容は町内だけの開示なのか、それとも町外へも行われる予定なのかを伺います。次に、その場合、法律に無知でありますので、伺っておきたいと思います。宅建の取り扱いの資格には抵触しないのでしょうか。この点を伺いたいと思います。

次に、廃屋など、住居として不可能と思われる建造物が長年放置されたことによりまして、隣接の家屋への倒壊等による被害が予想されます場合、行政による取り交わしの代執行など、処理のあり方について対応策が必要と思われませんが、その点についても伺っておきたいと思います。

次に、通告しております府道2号線主要地方道宮津八鹿線の岩屋峠改良工事についてを伺いたいと思います。今から14年前の平成13年11月14日に野田川ユースセンターにおきまして、当時の主要地方道宮津八鹿線改良促進協議会の名称で設立総会がとり行われました。当時の野田川町、そして、出石郡の但東町、それぞれ町長以下、20名の関係者が集い開催されました。翌日の新聞にも岩屋峠の早期改修を、また、促進協議会設立総会を開く野田川町と兵庫の但東町という見出しで、内容につきましては、野田川町の岩屋峠の早期改修を目指す主要地方道宮津八鹿線岩屋峠改良促進協議会の設立総会が14日、野田川ユースセンターにおいて開かれた。峠と接する兵庫県但東町と野田川町の両町長や地元代表の皆さんが、今後の活動のあり方についてを話し合った。岩屋峠を通る府道2号線は、通勤や買い物客などの生活道路として利用されているほか、兵庫県の出石方面と天橋立を結ぶ重要な観光ルートにもなり、大型のバスの往来も多い。ただ、峠から野田川町側にかけて急カーブや勾配が多いため、冬場はスリップ事故が起きやすく、両町議会でもたびたび改良問題が取りざたされているというように報じております。

以後、毎年、但東町と野田川町の関係者が県議会議員、また、府議会議員とともに京都府庁に出向き、ときには知事や、また、副知事に陳情に行き、岩屋峠の早期改良を訴えてきました。その後、岩屋峠の入り口付近に改修工事の早期実現の看板が設置され、啓発活動も行ってまいりま

した。平成16年より路線の名称変更となり、名称も主要地方道宮津養父線、岩屋峠改良促進協議会とかわってきております。10年ほど前になりますが、私の知人で福知山にあります旅行会社の営業をしておる友人が、観光バスの運転手が岩屋峠を通るのを嫌がっていると、そんな話をしてくれました。また、バスツアーのコースも北近畿を走りますコースの中で城崎温泉、そして、そばで有名な出石方面に行った後、岩屋峠を通過して天橋立には回らずに和田山インターチェンジから阪神方面へ帰るんですよと、これでは丹後にお客さんが来ませんよという話も聞きましたし、また、逆に天橋立に来られた方が出石を通らずに、そのまま久美浜のほうを回って城崎温泉に向かわれたお客もたくさんあるというように聞いております。

北近畿で周回コースでありながら、天橋立や出石を外してしまうなど、入り込み客の拡大が叫ばれておる今日、大変もったいない話であるというように思っております。これらは全て岩屋峠での大型バスの利用ができないためであります。京都縦貫道も、ことし7月には全線開通と聞いております。また、既に舞鶴若狭道ともつながり、日本中どこからでも自動車道で当町に、与謝野町に来ていただける環境ができ上がりました。昨年も11月10日、山添町長就任以来、初めて町長として京都府、府庁の山下副知事に豊岡市の関係者、もとより与謝野町の関係者とともに陳情に行っていたいただき、要望していただきました。また、今議会におきましても町のPR、また、活性化など、これからの町の行く末をいろんな施策の中で講じられ、議論されております。これらの具現化へ向けても、一日も早い岩屋峠の早期改修が肝要なことと思います。

最近、改修工事に向けての岩屋峠の土質調査に入られると聞いております。これらも含めて今後の改修工事へ向けての計画等を伺うものであります。

町長のご答弁をよろしく申し上げます。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 皆様、おはようございます。

一般質問の最終日、どうぞよろしくお願いいたします。

2011年3月11日に発災をいたしました東日本大震災から丸4年が経過をいたしました。震災によりお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈りするとともに、復興地の一日でも早い復旧を願うばかりでございます。東日本大震災の教訓を忘れることなく、町行政にも反映していく次第でございますので、皆様方のご理解をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、安達議員ご質問の1番目でありまして、増加をする町内の空き家対策についてお答えをいたします。まず、1点目の現在の町内の空き家の数でございますが、藤田議員のご質問でもお答えをいたしました。平成24年8月に約130名の職員により、その概数を調査をし、その結果、町内全域で約450戸の空き家と思われる建物を確認をしております。その調査以降、再調査はしておりませんので、その後の概数は把握できておりません。平成24年8月の調査以降に除去をされた空き家もあると思っておりますけれども、新たに空き家になったものもあるでしょうし、やはり少子高齢化による人口減少等により増加傾向にあるものと考えております。今回の調査においては、道路等からの目視による簡単な調査でございましたので、倒壊の危険がある空き家の数などの把握はできておりませんでした。詳細な状況はわかっておりませんので、平成27年度におきまして、空き家の実態調査を実施してまいりたいと考えております。

また、町内外にもデータを公表するののかというご質問でございましたけれども、本人の了解が前提となると思いますけれども、十分にあり得るという見解でございます。

次に、2点目の売買、賃貸など、それぞれ希望者のデータ管理についてでございますが、有効活用が可能な空き家の所有者の意向については、議員ご指摘のとおり売却や賃貸など、所有者の意向を聞き取り、その希望に合うよう活用方法を考える必要がございます。実際の売却、貸し借りの場合においては宅建の資格が要るということでございますので、行政においては、データを提供するまでが実質の取り組みになるであろうというふうに考えております。

そして、その意向をうまく地域の活性化につなげていくためのデータの蓄積、管理につきましては、藤田議員のご質問でもお答えをいたしましたけれども、信頼できる窓口が担うことも一つの方策であるというふうに考えており、引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の廃屋など、住居として使用不可能な建造物の隣接家屋への倒壊等による被害が予想される場合の行政の処理のあり方についてでございますけれども、平成26年11月26日に公布をされました空き家等対策の推進に係る特別措置法において、一つには倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空き家等、二つ目に著しく衛生上有害となるおそれのある状態にある空き家等、三つ目に適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態にある空き家等、四つ目に、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置をすることが不適切である状態にある空き家等を特定家屋等とする定義が示されております。市町村の立入調査及び、この特定家屋等に対する措置規定につきましては、本年5月26日から全面施行されることとなっており、特定家屋等に対しては、除去、修繕、立木竹の伐採等に係る措置の助言、または指導、勧告、命令が可能となります。

この特定家屋等の判断基準等についても、本年5月26日の施行日までに国から示される予定になっておりまして、今後、京都府に助言を求め、また、近隣市町との情報交換などを行いながら、空き家等対策計画の策定を目指し、当該計画に、この特定家屋等に対する措置の事項を盛り込み、町の責務を果たせるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、安達議員ご質問の2番目、府道2号線宮津養父線の改良工事についてのご質問にお答えをいたします。当路線は、宮津市から兵庫県養父市を結ぶ主要地方道の2号線として、古くから地域の住民生活や経済活動にとって大変重要な道路でありますとともに、宮津・天橋立から出石・城崎など北近畿の観光地を結ぶ道路として重要な役割を担ってまいりました。

平成23年3月には、鳥取豊岡宮津自動車道の宮津与謝道路が開通をし、また、ことしは京都縦貫自動車道が全線開通することから、さらに与謝野町並びに本路線を通行する車が増大することが予測をされます。そうした中、京都府では、平成25年度で道路予備設計が実施をされ、平成26年度からは、国の社会資本整備総合交付金事業を導入し、岩屋浄水場進入路付近から豊岡市但東町方面に向かって延長1,030メートル、車道幅員5.5メートルで、3.0メートルの登坂車線があり、消雪パイプを設置するバイパス全体計画を立て事業着手をされたところであり、町といたしましても長年の悲願の実現に向け大きく前進したことを大変喜んでいるところでございます。

平成26年度では、路線測量、道路詳細設計、土質調査、盛土部詳細設計を実施されているところでございます。今後の計画といたしましては、平成27年度に用地測量、用地買収、橋梁詳

細設計、消雪パイプ詳細設計を実施し、用地買収が順調に進めば平成28年度から道路築造工事に着手をしていく予定であると京都府からお聞きをしているところです。町といたしましても、一日も早く工事に着手できますよう協力をしていく所存でございますので、議員におかれましても引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、安達議員への答弁といたします。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） ありがとうございます。まず、空き家対策についての件であります。ここで伺います。データ管理は、そうしますとデータ管理といいますか、開示についてはホームページとか、そういうネットでのみ予定されておりますのか、その辺を伺いたいのと、それから、先ほど町長が、そういう空き家対策の法律が施行を、来年度からされていくと伺いました。この場合に、中に、いわゆる空き家の取り壊しに対する行政の補助という項目が、まだ、制定されておらんと思いますが、そういう内容もあるようであります。これについては、私は、よほど慎重に庁舎内で検討していただく必要があるなと思っております。

ほっておいたら町が補助金をくれて取り壊してくれるわというような解釈になりますと、非常に不合理な話になりますので、もし、そういう方向のことが検討としてありましたら、それについては十分に慎重な検討をお願いしたいと思っております。

それから、今、宮津養父線の改修工事については、きめ細やかにご報告いただきました。非常に心強く思っております。ただ、今、ご存じのように府議会におきましても、平成27年度予算等の問題もあるかと思っております。今、町長からお聞かせいただいたことで、着実に一歩ずつ前進をしていただきまして、地元、地域住民の悲願が一日も早く日の目を見ますようお願いしたいと思っております。

それでは、先ほど空き家のことについての開示のあり方と、それから、取り壊しの補助金のことについては、ちょっと再度、答弁を求めておきます。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいまご質問をいただきました空き家等のデータの開示の方法につきましては、主にインターネットが主になるであろうというふうに考えております。また、補助、倒壊の危険性があるような家屋に対しての取り壊しの補助につきましても、これから検討していかなければならない事項といたしております。ただいまご提案をいただきました見解につきましても十分に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、宮津養父線のことにつきましては、本当に地元の皆様方の長年の悲願であったというふうに、私自身も議員時代から聞いております。地元の皆さんとの協力のもとで着実に事業実施を進めることができるよう、町といたしましても、全力を傾けてまいりたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） ありがとうございます。後先になります。最初の質問でちょっと伺いました、いわゆる行政によりますところの危険を、隣接の家屋に影響を、倒壊で影響を及ぼすんではなかろうかという場合、単なる取り壊しの補助じゃなしに、行政によります代執行が考えられないか。いわゆる、その延長上には、また、訴訟問題とか、いろいろなことが控えているような気

も伺えますので、それについても本当に隣接の住宅に危険を及ぼすような場合には、また、新たな手だても講じていただかんようなこともあろうかと思いますが、その辺についてのお考えを確認しておきたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 本年2月26日に施行をされております空き家等対策の推進に関する特別措置法におきましては、同法律の第14条に所有者、管理者が命令に従わない場合は、代執行できるといふふうにされておりますので、そうしたことも可能であるといふふうに考えております。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） それでは、それぞれの居住権等にかかわる問題であります、慎重の上にも慎重を期していただきまして、また、快適な、地域住民が生活できるような環境づくりに行政のほうとしても一段のご努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

議 長（今田博文） これで、安達種雄議員の一般質問を終わります。

次に9番、宮崎有平議員の一般質問を許可します。

宮崎議員。

9 番（宮崎有平） それでは、通告に基づきまして、3月定例会の一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、住民のモラル意識の向上と町を美しくするという観点から、与謝野町の町を美しくする条例について、質問いたします。

この条例の第1条には与謝野町の美化推進に関し、必要な事項を定めることにより、町、町民等、及び事業者が一体となってモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり町民が快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりを進めることを目的とすると定めてあります。しかしながら、与謝野町の至るところで、ごみのポイ捨てがあります。道路、河川、水路、山林、広場、池、空き地や公園等に多くのごみが落ちております。空き缶、空き瓶、紙コップなどの飲料容器、たばこの吸い殻、チューインガム、菓子の袋等の家庭ごみがポイ捨てされております。また、いまだにマナーの悪い飼い主がいるようでありまして、ペットのふんも放置されたままであると聞いております。

与謝野町では年に1回のクリーン作戦を実施して啓蒙活動をしております。また、町をきれいにしたいという思いで、自主的にごみ拾いや掃除をしていただいております地域の皆さんもおられます。その方たちが、拾っても拾ってもモラルの理解できない人がいる限り、ポイ捨てはとまらないのであります。

私がふだんよく目にするのは、阿蘇シーサイドパーク周辺であります。健康のために多くの方が歩いておられます。グラウンドゴルフをされている方もおられます。また、公園の遊具の周りでは、毎日、お父さん、お母さんが子供を連れて遊んでおられます。阿蘇シーサイドパークが多くの人の憩いの場所になってきたなど大変喜んでおられるところであります。この地域は、阿蘇ベイエリア構想によって、まだまだ、これから開発するお考えが町長にはあると認識いたしておりますので、これからもっと多くの人が集まるようになると期待しております。しかし、今の状態では、人が集まればごみも、その分、落ちることになると思います。また、最近では阿蘇シーサイドパークで犬の放し飼いをしている人がいると聞いております。これは犬の嫌いな人にとっては放されている犬を見ただけで恐怖心が出たり、安らぐ場所ではなくなると思いますが、犬の放し

飼いは全ての公園で認めていないと認識いたしておりますし、ほかの人に迷惑になることが理解できない飼い主では動物を飼う資格もないと思います。多くの人たちに憩いの場所である公園を、みんなで気持ちよく使っていただくために住民のモラル意識の向上を図る必要があると思います。もっと、この条例を町民に広く知らせ、この条例があるから、この町がきれいなんだと言えるような条例にならなければ制定した意味がないと思います。

現在では、この条例が活用されているように思えないのでありますが、この点は、どうなんでしょう。ほかの町にはポイ捨て禁止条例とか、飼い犬のふん害の防止に関する条例、路上喫煙禁止条例、歩きたばこ禁止条例等を設置している自治体もあります。罰金も1,000円から3万円まで、さまざまであります。

一つの例として、罰金の例を挙げますと、東京都千代田区では路上の歩きたばこ禁止条例を全国で初めて制定して、住民から指定要望のあった9地区を路上禁煙地区に指定し、違反した人には2,000円の過料をとることを制定しております。スタート1年間で過料を科されたのは約5,500人でありました。そして、1年後の吸い殻の量は定点観測で1割以下に減ったと言われております。大変効果が出ております。罰金制度はモラルを理解する人には関係ない話ではありますが、モラルが理解できない一部の人のために罰金制度もやむを得ないと考えております。

条例の整備や罰則規則、罰金を科す規定を設けてモラルに欠ける一部の住民に強く道徳を喚起するとともに、環境美化への関心を高め、町民みんなで美しい与謝野町にしたいと思っております、町長のお考えを伺いたいと思っております。

以上で、1回目の質問といたします。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、宮崎議員の与謝野町の町を美しくする条例についてのご質問にお答えをいたします。この条例につきましては、旧岩滝町において制定をされたものを、合併を機に与謝野町が引き継いだ条例で、条例の理念は、与謝野町全体で共有をしていく必要がございます。この条例によれば、町、町民、事業者が一体となって、環境モラルの向上と美化思想の普及を図ることで、町民が快適な生活を営むことができる、住みよいまちづくりを進めることを目的に制定をされたものございまして、特にごみのポイ捨てや動物のふん害など、私たちが暮らす生活環境を保存するために、お互いが努力していこうというものでございます。犬の放し飼いは、動物愛護法により規制をされておりますので、論外としましても、ご指摘の阿蘇シーサイドパーク等の公園につきましては、各施設の担当課が委託等により清掃や管理を行っておりますが、行き届かない面もあり、ごみの散乱や動物のふん害が目立っているところもあるのかもしれない。現在でも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、ごみのポイ捨てなどの不法投棄は禁止をされており、これに反すると5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金が科せられておりますが、町が行う週2回の巡回で、毎回、大量の不法投棄が見つかるなど、改善の兆しは一向に見えていない状況でございます。

そこで、この「町を美しくする条例」の理念を一層PRすることで、ご指摘のとおり、私たちが暮らす自然豊かなふるさとを保全していく必要がございます。

私たちの山・里・海は、全て川や人でつながっており、ひとたびごみをポイ捨てすれば、これ

ら全ての豊かな自然が台なしとなり、最終的には阿蘇海を汚してしまうといった観点から、阿蘇海の浄化とあわせ、住民運動となるような仕組みづくりをしていく必要があるというふうに考えております。現在、野田川を含め、阿蘇海と、その流域が一体となって阿蘇海環境改善のために、総合的な取り組みを推進をしていくため、与謝野町、宮津市、京都府の各機関の行政、商工会や観光協会などの民間団体をはじめ、自治会、婦人会などの代表が集まり、阿蘇海環境づくり協働会議を組織し、仮称ではございますが、阿蘇海流域将来ビジョン案をつくり、現在、パブリックコメントの募集を行うことで、阿蘇海浄化のための将来ビジョンの策定を進めているところでございます。町といたしましても、この将来ビジョンの早期実現のために、仮称ではありますが、阿蘇海環境条例の制定を目指しているところでございます。こうした流れの中で、与謝野町の町を美しくする条例の理念が生き生きと息づいていくとともに、住民の意識や実際の行動につながっていければよいと考えております。

以上で、宮崎議員への答弁といたします。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） ありがとうございます。

今、与謝野町の町を美しくする条例というのが、私は生かされていないというふうな感じを思っておるんですけども、今の話を聞かせていただきますと、阿蘇環境条例ですか、阿蘇海環境条例ですか、そういうふうなことを制定するというようなお話でした。もう少し、この話を聞かせていただければと思いますが。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 現在、制定を目指しております阿蘇海環境条例につきましては、担当課のほうから詳細を答弁をさせたいと思います。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えいたします。先ほど町長が申し上げました、阿蘇海等の環境づくり協働会議という会議がございまして、こちらは与謝野町と宮津市と京都府の行政ですとか、民間団体も含めた形での会議でございます。こちらのほうで平成25年9月から12月にかけてまして4回、住民によりますワークショップを開催をさせていただいて、その中で、いろいろな阿蘇海の、将来どういうふうな形での取り組みをしていくかというふうなことで意見をいただきました。それをもとにして、仮称ではありますが、阿蘇海流域将来ビジョンというふうなものを今、策定を進めておる最中でございます。そのパブリックコメントなんかも今、募集をさせていただいておるということでございます。その阿蘇海流域ですので、野田川の流域も含めて阿蘇海を取り巻く周辺全体で何ができるかというふうなことを今、ビジョンというふうな形でまとめているということでございます。

そのビジョンをつくりましても、実際、どういうふうな形で具体的に動いていくのかというふうなところにつきましては、それぞれの協働会議を組織しております団体に取り組むわけではありますけれども、それだけでは実際には動かないんじゃないかと、宮津市と与謝野町が、それぞれ条例をつくる中で、できれば、その数値目標ですとかいうふうなものもつくりながら、あと実際に、どういうふうな形で環境を保全していくのかというふうなことも、どこまで踏み込めるかは、これからの作業になりますけれども、行政として、やはり宮津市、与謝野町、できれば統一

した形での条例をつくることによって、それも、先ほど、議員おっしゃいましたように、罰金ということにはならないかと思えますけれども、措置の指導だとか、命令だとか、それに従わない場合は、過ち料といいますか、過料をお願いするだとかいうふうなところまで踏み込んだ形での条例を、今ところは目指しておるといふうなことでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今の答弁では、過料を科すことも考えておるといふうなご答弁をいただきました。ほかの町のちょっと事例がございまして、城陽市が、これは飼い犬のふん害防止に関する条例ということで、されておられまして、飼い犬のふん害について、以前から公園と市道、農道などに飼い犬のふんが落ちていたなど、ふん害に関する苦情が市や保健所に多数寄せられていたことから、ふん害を環境問題の一環と捉え、府内の自治体に先駆けてふん害防止を制定したというものでありまして、命令違反をした者は3万円以下の罰金を処することとしているといふうなこと、実際に、どれだけの効果があるかということは、私、ちょっと調べておりませんが、こういうふうな条例を決められております。

この条例に基づく事業内容といふうなことも出しておられまして、一つには広報誌に掲載して啓発する。それから、城陽市シルバー人材センターに委託をして年2回、犬のふんの監視指導、これは監視ですよ、監視指導、巡回パトロールを実施している。それから、条例制定に伴う啓発看板の設置による啓発、それから狂犬病定期注射会場において条例啓発チラシとふん回収袋を渡し啓発している。

あとは城陽市産業まつり会場での条例啓発活動もチラシを配ってしておりますということなんです。やはり啓発ということが大事だといふうに思っております。一つには公園、どこの公園でも、そうでしょうけども、看板を立てると、こういった条例がありますよというお知らせをするということは、まず第一に必要なのかなと思っております。そして、またあとはKYTでも流したり、チラシをつくって配ったりというようなことが、私は必要じゃないかと、この条例というものが、やっぱり知っていただかないと、私はあまり知らなかったです、こうして調べてみてわかったことなんです、知ってない人のほうが多いと思います、こんな条例があるということ。こんなにいい条例があるんですから、これを生かすためにも、こういった活動をしていただきたいと思うんですが、町長、どうですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、現在、私どもが行っております、ごみの啓発活動について、現状をお知らせいたしたほうがいいのかないかといふうに思いますので、現状について、担当課長のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今現在の与謝野町としての取り組みの状況でございます。犬等のふん害に関してということでございますので、過去に町報のお知らせ版で記事を掲載させていただくといふうなこともございましたし、あとは、よくふん害があるといふうな場所につきましては、地元の方と協議をさせていただく中で、ふんを放置しないだとかいうふうな形の啓発看板も、ところどころに設置をさせていただいておるといふうなことでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番(宮崎有平) 今、看板も設置してあるというふうにおっしゃっておられますが、私はあまり気がつかないんです。というのは、それは数が少ないのか、目立たないところにあるのかわかりませんが、私はちょっと気がつかないんですね。もっとよく目立つような方法で、そういったものはするべきであるというふうに、私は思います。

それから、先ほど、今、犬の放し飼い等については、町長は論外であると、当然そうですね、こんなもん法律違反ですから、こんなことすること自体がマナーどころでないという話だと私も思います。これは、こういった人がおられるということに関して、町のほうで、これからこういった対策をとろうと思われませんか。

議 長(今田博文) 山添町長。

町 長(山添藤真) ただいま議員がご提案をいただいております与謝野町を美しくする条例の理念をもっと生かしていくためには、あらゆるチャンネルを通じた広報活動が必要であろうというふうに思っております。その中で放し飼いをされている方々に対しての訴えをさせていただく必要もあるかなというふうに思いますし、住民全体で、そうした放し飼いをされている方々、あるいはふん害を残される方々につきまして、住民の目線で、それはだめなことであるということを逐次お伝えをしていくような機運を高めていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

議 長(今田博文) 宮崎議員。

9 番(宮崎有平) 私も、そう思います。それはぜひともやっていただきたいと、そういう形をとっていただきたいとは思いますが、私も、実を言いますと、この最近、1年間ぐらいやっておりますけれども、2年間ほど、あの阿蘇シーサイドパークでごみ拾いをさせていただいてました。一生懸命させていただきました。そう言うても毎日しておったわけではなくて、1週間に1回とか2回とかというようなペースであります。あそこ何ぼやってもね、そもそも1週間たって行ったら、また、同じ量があるんです。大体バケツに一つ、大き目のバケツを持って回るんですけども、1週間、毎日行ったらそうでもないと思うんですが、やっぱり1週間となると結構な量になります。もういっぱいになります。入りきれないときは、もうしょうがないからちょっと、とれない分は、いっぱいになった時点で帰るんですけども。

これは、もう本当にモラルを守れない人が、普通ごく一般の人は皆さん、そもそもモラルのわかっている方ばかりでありますので、普通の人だろうと思うんですが、そうでない方が、ごく一部少数人数だと思うんですけども、おられるわけですね、たばこの投げ捨ても海外沿いの溝にはいっぱいあります。何カ所かは決まっておるんですけどね、場所的には、多分同じ人がしておられるのかなと思ったりしております。私は、こういう人たちに、その場所で誰かが注意しなきゃいけないかなと思ったりしておりますし、そのためには、こういった罰金制度というものを条例の中へ入れてはっきりと、その方に罰金、取られますよというようなことが言えるような制度が必要かなというふうに、私自身は思っておりますけども、町長はどうでしょうか。

議 長(今田博文) 山添町長。

町 長(山添藤真) 先ほどご質問の中で提案をされました、ごみのポイ捨てであったり、あるいは、たばこのポイ捨てに関する条例が、それぞれの自治体で施行されている状況というのは、私自身も認識をしております。そうした機運が日本全国的にも高まっているのではないかなというの

が現状認識でございます。その上で当町といたしましても、罰則規定を設けるのかどうかにつきましても、ご提案をいただきましたので、検討を進めてまいりたいなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、阿蘇シーサイドパークの周辺につきましては、私が、これから活性化を目指す一つの大きな柱となる地域でございます。この柱となる地域が美しいということは、人を呼び込んでいく前提となるのではないかなというふうに思っておりますので、こうした機会を通じまして、住民の皆様とともに意識を共有してまいりたいというふうに考えてます。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） はい、ありがとうございます。検討をしていただくということですので、私自身も満足をいたしております。

それから、もう一つですね、ご存じかどうかわかりませんが、何かおもしろいことをやっているとこもございまして、これは3月10日の日本経済新聞の記事に載っておりました。ごみ拾いはスポーツという題目で載っておりまして、それをちょっと調べてみますと、いろんなところで大会として、ごみ拾いをしておられるんですね。全国であるみたいです。これはだんだん広がってきておるといようなことございまして、ごみを60分以内に、どれだけ量のごみを拾ったかというようなことで競うそうでもありますけども、そのごみによってもポイントが、ごみの種類によって違くと、例えば、たばこの吸い殻なんかは小さくて、大体グラムではかるらしいんですけども、小さいものについては10倍のポイントをつけたり、それから、あと地域によっては、鹿児島なんかでは桜島の灰が、それが10倍以上のポイントをつけたり、その地域によって、いろんなことを考えておられるようでして、なかなかこれもおもしろいなと思っております。

そういった、やっておられる方の言葉としては、これはスポーツでやっております。団体戦でやっておりますけども、このスポーツが早くなることを願って一生懸命やっておるという思いでされておるようであります。こういったことも参考にさせていただきまして、ぜひとも、この与謝野町が、ごみのないきれいな町になりますことをお願いしまして、質問を終わります。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいまご指摘というか、提案につきましても、なかなかおもしろい取り組みであろうというふうに思いましたので、そうした取り組みも参考にさせていただきながら、この与謝野町が、ごみのない美しい町となるように取り組みを進めてまいりたいなというふうに考えております。

また、このごみの問題につきましては、今現在、新しいごみの処理場の建設を検討してもございます。また、それに伴いまして、ごみを捨てる量を減らしていかなければならないというふうに思っておりますので、こうした取り組みも平成27年度は積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

9 番（宮崎有平） 終わります。

議長（今田博文） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩します。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時40分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、13番、家城功議員の一般質問を許可します。

家城議員。

13番（家城 功） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず、それまでに私の体調管理の面で皆さんにご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。今回、私は通告しておりますとおり、入札について、また、中小企業振興基本条例と各課の連携をしたまちづくりについての2点につきまして、ご所見をお伺いしたいと思います。

まず、一つ目の入札についてでございますが、この入札制度の見直しや改善につきましては、私が議員の仕事をさせていただくようになって以来、大きなテーマの一つとして何度も一般質問や、その他の審議の中でも取り上げさせていただきました。また、多くの議員の方からも質疑や提案がされてきた経緯のある中で、私が昨年9月定例会において、新しく誕生された山添町長にご所見を伺った案件でございます。今回は、そのときの質疑の中で見直しや改善策のある一定の方向性については、本年度中に示したいというようなご回答をいただきましたので、再度とはなりますが、質問をさせていただきたいと思います。

それまでに簡単に最低制限価格について述べさせていただきたいと思います。まず、この最低制限価格の事前公表についてであります。現在の当町における入札による公共事業の請負は、ほとんどが抽せんによる落札であります。原因は最低制限価格の事前公表による応札がほとんどで、入札そのものが、この最低制限価格での入落札になっていると言っても過言ではない状況ではないかと考えております。近隣を含む他の市町でも、このやり方は、ほとんど採用されていない中で、当町だけが実施しているというところでございます。このことは各事業所の積算能力や企業努力の反映がほとんどされない状況を招き、最近では、この最低制限価格を想定できるソフトを逆に、単に逆算ソフトとして活用している事業所もあるということもお聞きいたしております。企業育成の面から見ても、請負の公平性から見ても、この最低制限価格の事前公表は見直しをすべきという判断を以前、総務常任委員会でも検討され、町に対して改善を求めている現状もでございます。

次に、最低制限価格の設定基準についてであります。当町では、この最低制限価格につきましては、国の新公契連モデル式で積算された額を、そのまま最低制限価格として定めております。近隣でも、そういった市町はあるわけですが、舞鶴市や福知山市などでは、それを基準としてはおりますが、独自の部分も含めた算定をしており、地方には地方の事情、また、状況もあることから国の基準だけでははじき出せることのできない部分も踏まえ、考え方の見直しも検討すべきという考えを私は持っております。

それでは、質問に入らせていただきます。入札については、ほかにも昨日の勢旗議員からもありました電子入札制度の導入や総合評価制度の採用など、まだまだ、改善や検討が必要な部分もあるかとは思いますが、今回は9月に、特に早急に進めるべき課題として取り上げました3点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、先ほども述べた理由から、また、以前の常任委員会での町への要望も踏まえ、最低制限価格の事前公表については廃止をすべきとの考えであります。この件について、どういった協議がなされ、今後どういうふうになされるのかをお聞きしたいと思います。

二つ目に、最低制限価格の算定基準も町独自の算定方法を取り入れるべきと考えます。新たな取り組みとして、ぜひ、実現を願いたいものですが、いかがでしょうか。

三つ目に、きのうの塩見議員の質問にも関連いたしますが、私は常に町内業者で請け負える仕事については、町内発注を最優先すべきと考えております。この後、中小企業振興基本条例にも関連してくる部分ではございますが、分離発注なども含め現制度からの見直しや新たな取り組みを考えるべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、中小企業振興基本条例と各課の連携を生かしたまちづくりについてお聞きいたします。当町では京都府で初となる中小企業振興基本条例が平成24年3月定例会で可決され、制定から早くも3年が経過しようとしております。この条例は前太田町長が常に口にされていた自助、共助、商助、公助の精神を大いに反映した町の産業振興の基本理念であると理解をしております。産業振興を中心に、まちづくりに対して、それぞれの分野で、それぞれの役割を認識し、それぞれがやるべきことを実行することが記されていると理解をしております。私は、この条例制定の審議に当たり、議会において制定することが大事ではなく、制定された条例をもとに、どうまちづくりを進めていくかが大事な部分であるということをお聞きいただき、賛成をさせていただいております。しかしながら、3年が経過しようとしている現在、この条例が本当に生かされた産業振興がされているのかという疑問は多くの町民の方からもお聞きするところでございまして、私自身も感じている部分であります。

また、公助の分野、いわゆる行政の役割でも最も重要で不可欠な部分として各課の連携をしっかりとした体制で取り組むということでもあります。一つの事業に取り組むときに、それに対し、ただ単に担当課だけがかかわるのではなく、各課の連携を図りながら進めていくことによって、次につながる、また、将来につながる事業が展開できるということでもあります。すなわち、この条例を遵守した考えで申しますと、各事業は、それぞれが点ではありますが、それらをいかに線としてつなげていくかという考えだと思います。

それでは、この条例につきまして、質問をさせていただきます。まず、この中小企業振興基本条例について、町長ご自身は、どう理解され、どうお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、町長は産業振興も重点政策の一つとして意欲的に頑張っておられますが、進められる政策には、この基本条例は、どう生かされているのかをお聞かせいただきたいと思います。

3点目に、私は、いつもあらゆる場面での各課の連携という言葉をお口にしております。必要性も訴えてまいりました。特に、この産業振興の分野においては、各事業や支援策など、課を超越したつながりを持つことによって大きな成果が期待できるものであると考えております。私自身は、まだまだ、構築できていないように感じておりますが、徹底した認識と改めての指導が必要ではないかと感じますが、いかがでしょうか。

4点目に、3月議会で提案されている新年度当初予算や補正予算には、この条例が生かされた事業や取り組みがあるのかをお聞きいたしまして、私の1回目の質問とさせていただきます。ご答弁、よろしくお願いたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、家城議員からご質問の1番目であり、入札について、順次、お答えをいたします。まず、1点目の最低制限価格の事前公表を見直すという点について、どのように話し合われているのかについてでございます。この点につきましては、9月の定例会で答弁をいたしましたとおり、最低制限価格を事前公表することで、結果として抽せん落札につながっているということは、私自身もよく理解をしております。この点を解消するためには、どのような方法があるのか、指名委員会に研究を進めるよう指示を出し、私自身も会議に参加をし、議論を交わしてまいりました。その中で、私自身の思いといたしましては、抽せん落札の回避を満たす答えについては、やはり最低制限価格を事前公表から事後公表に移行するという点しかないのではないかと結論に至りました。抽せん落札を回避するための有効策が示されていないことが事実である以上、その答えといたしましては、試行的ではございますが、最低制限価格を事前公表から事後公表に移行するという点に至ったということでございます。詳細につきましては、後ほど、全員協議会で説明を申し上げますが、平成27年4月からの入札において、最低制限価格を現在の事前公表から事後公表に移行することといたしましたので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

その上で、2点目の最低制限価格の設定基準をはじめ、設計根拠となる資材の単価や人件費等の経費について、町独自の算出方法で構築を図るべきと考えるがどうかにお答えをいたします。まず、最低制限価格の設定根拠でございますが、これまでの議会で答弁しておりますとおり、当町では国土交通省が定めている、新公契連モデル式を採用することとしており、町独自の算出方法を採用することは考えておりません。

最低制限価格の設定根拠について、独自の算出方法を採用している自治体もございますが、本来、最低制限価格とは、対象となる工事を施工していただくに当たり、最低限の品質を確保するために必要なボーダーラインであり、この価格を下回るとした場合、適正な施工管理体制の確保や成果品が望めないとしたものであるため、その設定根拠には一定のロジック、いわゆる論理的な根拠が必要であると考えています。当町では、国交省が示しております新公契連モデル式を採用することで、その点が解消されているものと考えておりますので、独自の算出方法を採用することは考えておりません。また、前述の最低制限価格を事前公表から事後公表に移行するという点におきましても、最低制限価格を設定するに当たり、独自性を持たせた内容で設定をしますと、きっちりと積算をして入札に臨まれる業者からすれば、正確に積算すればするほど、最低制限価格から微妙に乖離することとなってしまう、積算能力の高い業者が報われないという不公平な結果を招いてしまうこともあります。町といたしましては、決して低価格競争を強いているわけではございませんが、積算能力の高い業者ほど、最低制限価格に近い額を算出することができるということから、その点はしっかりと報われるべき制度でなければならないというふうに考えております。

また、設計根拠となる資材の単価や人件費等の経費について、町独自の算出方法で構築してみてもどうかという点でございますが、当町では設計書を作成するに当たり、刊行物等に記載のある広く一般に公開をされた単価や、国等が示す単価を採用することとしており、その中でもでき

る限り最新の単価を採用することとしております。もちろん見積書の徴取が必要なものもございますが、それはあくまでも特殊な部分に限るということでもございますし、基本的に根拠が定かではない内容をもって、独自に単価を設定することとはいたしておりません。

地方公共団体が設計をする場合は、歩掛と呼ばれる国が示す設計根拠に基づき、さまざまな項目を積み上げることで、一つの設計書を完成させることとなっております。その過程で採用する単価や経費等につきましても、やはり独自性を持たせるものではなく、なぜ、その単価を採用したのかという点において、会計検査や第三者等、外部からの指摘に十分説明できるものでなければならぬというふうに考えております。当町では、今後もできる限り最新の設計根拠や単価を採用することとしてまいりますが、その内容は町独自の算出方法ではなく、刊行物等や国が示す基準に基づいたものであるべきであると考えております。

次に、3点目の町内業者で受けられる仕事は、企業育成の面から考えても、町内発注を最優先するべきと考えるがどうかについてお答えをいたします。

現在、当町の入札は、特殊工事等を除けば、全て町内の業者を対象とした条件つき一般競争入札で執行しているのが現状であり、ご指摘いただくまでもなく、町内発注を最優先としております。なお、やむなく町外業者を対象とした入札を執行した場合についても、できる限り下請等で町内業者を使っただけのよう、法的に問題とならない範囲において、発注者から落札業者にお願いをすることもございます。町といたしましては、今後においても、今まで同様に地域経済が循環をするよう、できる限り町内発注を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、2番目ご質問の中小企業振興基本条例と各課の連携を生かしたまちづくりについて、お答えをいたします。まず、1点目の条例についての町長の考えについてお答えをいたします。本条例は、第1期産業振興会議において、委員の皆さんの強い思いにより原案を作成いただき制定されたもので、住民参画による条例制定という取り組み方、そして内容と、いずれにおいても非常に意義深いものであったと、議員時代から評価をしております。

2点目のご質問、現在進めている事業や取り組みに、この条例は生かされているのかについてお答えをいたします。本条例は、私が重点政策である、新しい視点での産業振興として進めている、与謝野ブランド戦略の礎と位置づけて重視をしております。いま一度、条例の基本理念について、皆様方と共有をしたいと思っております。中小企業振興基本条例は、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町内事業所の大多数を占める地域経済と地域社会の担い手である中小企業の発展が不可欠であり、その振興を行う行政運営の重要課題として位置づけることを明確にするため制定をされたものです。この条例の基本理念は、地域資源の持つ価値を最大限に生かしながら、先人の偉大な起業精神と、これまで培われてきた技術を受け継ぎ、雇用の確保・拡大を図ることはもちろん、従来から、この町を支えてきた産業と、観光、福祉、環境等の新たな産業との連携のもとで、経済活力が地域内循環する産業振興を図るとともに、域外からの財の獲得にも努めるというものでございます。

繰り返しになりますが、この基本理念は、私の進める与謝野ブランド戦略の根幹をなすものであり、この皆さんの思いの詰まった礎の上に、この町の未来を見据えた柱を立て、住民の皆さんのチャレンジできる環境を設計をしてまいりたいと考えております。

3点目のご質問であります、各課の連携と徹底した指導が必要ではについてお答えをいたします。条例制定の意義の一つとして、中小企業の振興を行政運営において重要な柱として普遍的に位置づけ、各種計画や施策、工事、物品発注等に条例の理念を反映することが挙げられています。それらを町の責務として取り組んでいかなければならないと考えており、予算編成方針の中でも条例の基本理念のもと、地域経済が循環するよう配慮するべきと通達をしております。平成27年度に臨むに当たっては、これまで以上に各課が連携をし、一丸となって事業を推進していただけるような行政運営を行ってまいりたいと考えております。

4点目にご質問の来年度予算の中には、この条例が生かされた事業や取り組みはあるのかについてお答えをいたします。繰り返しになりますが、私の考えの根幹には、この条例があり、提案をいたします産業政策の礎となっております。第1期と第2期の産業振興会議においては、条例の制定に向けた提言書と産業振興に関する提言書の提出があり、産業振興に取り組む土壌がしっかりと耕され、種がまかれ、芽吹いてきました。その土壌のもとに、第3期産業振興会議では、私みずから会議に入り、委員の皆様とともに、与謝野ブランド戦略について検討を重ねてまいりました。平成27年度予算においては、産業振興会議で考え出された施策やプロジェクトを提案をしており、住民や事業所の皆さんに実感いただける産業振興策を積極的に展開をしまいる所存でございます。以上で、家城議員への答弁といたします。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） まずもって、最低制限価格の事前公表につきましては、事後公表に変わると、試行的なのか、もう常にそうなるのか、ちょっとその辺はわかりにくかったんですが、大いに評価をさせていただきたいと、非常にありがたいと思っております。これで抽せんによる入札が、かなり減るのではないかなという期待もしておりますし、やはり町長の言われる企業努力が、そのまま反映される入札につながっていくのではないかなというふうに考えております。

最低制限価格の積算の基準につきましては、現行でいくということでもございました。これ先ほど町長も言われました、私も言いましたが、新公契連モデル、これはいわゆる国の基準の中で、その地域性において、その地域に当てはまるところに単価を入れながら計算をしていく方法でございます。私が町内業者の方から、よくお聞きいたしますのは、この最低制限価格が国の基準で積算されると低過ぎるというような声もお聞きいたします。それはやはり、先ほど言いましたように国の基準と、この丹後地域、この地方の基準、それは工材費自体は、さほどかわりはないかもわかりませんが、いつも説明で言わせていただく大手が在庫を抱えている部分と、やはり小さい業者が仕入れる部分の単価は当然、違ってきますし、運送につきましても、その生産されている会社から近いところは運送費は安いでしょうし、この丹後なんかは、やはり日本の一番、東京から一番遠い地域だというような表現もされるくらい運送にも不便なところでございます。

やはり、そういった基準を国だけの算出方法で頼っていくということは、やはりちょっと無理があるのではないかなと、そういった中で、先ほど言われましたように、最低制限価格を打ち出すときの企業努力が反映されにくくなるといったことも当然、理解はできます。今後、できましたら、業者さんとの話し合いも進めていかれる中で、この最低制限価格についても見直しを検討されるようなことをしていただきたいなと思っておりますが、その辺は、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 新公契連モデルにつきましてのご質問でございます。この設定の根拠につきましては、私どもも指名委員会等で議論を重ねてまいった結果、先ほど申し上げた結論に現在は至っているというところでございます。

しかしながら、さまざまなチャンネルを通じた中で、新公契連モデルのあり方についても、私どもも国に対して、あるいは国に対して意見を申し上げる機会もあろうかというふうに思いますし、そうした中で努力をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） ぜひとも地元企業の育成のためにも、その話し合いも進めていただくことが望ましいのではないかなと思います。

三つ目の町内発注につきまして、これは昨日の塩見議員からもございましたが、町内で行える特殊工事以外は、ほとんどやっているというような中で、加悦中学校につきましても契約書の、どこを見ましても町内発注を優先してほしいというような文言はございません。そういった中で、実質町内下請が、どこまでやられているのかなということも疑問に感じるわけでございますし、京都新聞の2月27日の丹後中丹版では、与謝野町の新年度予算の記事が載っております。昨年度と比べ建設費が倍以上にふえたと、これは当然、加悦中学校の建設が入ってくるわけですが、町営住宅の天神山団地のエレベーターの新設、岩滝地区での認定こども園の整備など、総額17億4,500万円に達するという、昨年から比べると倍、そのうち10億円ぐらいは加悦中学校のほうに入っていきますので、7億円ぐらいの部分が出てくるのかなと、町が特殊な工事と、いつも言われますが、町内でもできる仕事はあると、町内業者からもお聞きしております。例えば、舗装に関しても町の基準ではプラントがないとできないとか、そういった基準がある中で、やはり、この中小企業振興基本条例、後に触れますけども、そういった理念からも、やはり町内発注ができる分野を行政のほうから、まず、緩和をしていくことが大事ではないかなというふうに感じておりますが、その辺も踏まえまして、いかがお考えでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 当然のことながら、工事の発注につきましては、町内事業者の皆さん方にきっちりとお届けできるように、私どももできる限りの努力はしているつもりでございます。その上で、さらなる取り組みについても、指名委員会等を中心として議論を常にしているという状況はご理解をいただきたいなというふうに思います。

また、第1質問で申されました、分離発注につきましても、できるものにつきましては行っていくという姿勢を持っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、この町内事業者に対する工事の発注につきましては、常に改善の余地があるというふうに思っておりますし、変えられるものは改善をしていく、そうした姿勢の中で取り組みを進めてまいる所存でございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 詳しい工事内容はわからないわけですが、このエレベーターの新設につきましても、可能であれば町内で発注できるのではないかなと思いますし、その他の事業も、できる限り町内で行えるようなことは町内でしていただける、やっぱり相談をしていただいた中で、できる限り町内発注を進めていっていただきたいなと思います。

それでは、次に、中小企業振興基本条例につきまして、お聞きいたします。町長の思いとしては、住民参画の中ででき上がった条例であるという認識をされているということでございます。これは、私が認識している部分と若干、当然、一緒なんです、大きなずれがあるなという部分につきましては、これは理念条例ではあるけれども、これが基本になるんだと、いわゆる先ほども申しましたが、自助、共助、商助、公助という太田町長がいつも議会のたびに口にされておりましたが、それぞれの役割を、それぞれの立場の中で、どう認識して、その役割を、どう果たしていくか、そういった中で産業振興はじめ、まちづくりを進めていくと、これが大きな理念であると私は受けとめております。

そういった中で、先ほど町長が、与謝野ブランド戦略の中で、この条例は当然、生かされているものだというようなお話もされておりましたし、また、各課の連携を図る中でも、この条例をということでございますが、昨日、勢旗議員のほうから、この与謝野機神について質問がございました。少し違う角度から、この中小企業振興基本条例をもとに質問をさせていただきますと、この経緯につきましては、いわゆる土壌の研究の中でお酒ができたという経緯でございますが、当然、中小企業振興基本条例の理念でいいますと、このS O F I X、いわゆる土壌診断については別に問題はないと思います。

しかしながら、きのうも議会のほうで、このやり方については非難も、どうのこうのという町長のお話もございましたが、なぜ、小西酒造さんなのかという部分につきましては、私も担当課に確認をとっております。これはあくまでも土壌調査の中で豆っこ米の肥料を使ったときの、いわゆる土壌を研究していく肥沃な水田をつくるための研究の一環の中で生まれたお米を立命館大学が、以前から提携をとっておられる小西酒造さんとお話を進めていかれる中で、酒をつくったということでございますが、ここでも中小企業振興基本条例の理念を、やはり入れますと、担当課のおっしゃっていることはもちろん間違いではないと思います。しかしながら、地元には2軒の酒屋さんがございます。やはり一つの事業を線でつなげていくという考え方の中では、この小西酒造さんに依頼をされたことは、やはりちょっと中小企業振興基本条例から外れているのではないかという思いがあるわけですが、やはり地元があれば地元でやる。それが、いわゆる町長の言われる地産地消の中で地域の産業を活性化させていくという分野になってくるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご指摘をいただきました点につきましては、昨日、勢旗議員にお答えをいたしましたとおりでございます。この与謝野機神の製品のプロセスにおいて、多くの住民の皆様も含めてご提言をいただいております。そうしたことは真摯に受けとめていきたいなというふうに思っておりますけれども、決して町内の二つの酒蔵を軽視しているというわけではございません。当然、豆っこ米を使用したお酒を町内の酒蔵さんにつきましても生産をされており、それも非常に高い評価を得ているというふうに、私自身も認識しておりますので、そのようにご理解をいただきたいなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 理解はさせていただいているつもりなんです、決して地元の造り酒屋さんを軽視しているとは言っておりません。しかしながら、この中小企業振興基本条例というのは、何で

もない、地域でできることを地域の役割の中で、それぞれの分野でやっていくことによってまちづくり、産業振興をしていこうという理念がございます。そういった中で、きのうも勢旗議員から指摘がありました、このお酒には豆っこ米のシールが張ってあります。地元の酒屋さんのお酒には、この豆っこ米のシール、張ってあるか、ご存じでしょうか。町長。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 豆っこ米を使用したという文言を言われて、お酒の製作をされていらっしゃる方がいるということは知っておりますけれども、そのシールが張られているかどうかにつきまして、私も把握しておりませんので、担当課のほうから説明をさせます。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 町内の豆っこ米を原料としてつくられたお酒に、そのシールが張られているかという点につきましては、私が認識する限りでは張られていないというふうに思っております。ただ、この機会に一言、お伝えさせていただきたいのは、町が依頼したということがございましたですけれども、あくまでも、この企画は先方が豆っこ米でお酒をつくりたいということで立命館、また、その圃場の生産者と協議をされたと、そういう中では、やはり豆っこ肥料がキーワードとなっていますので、町のほうも、この企画を受け入れたというような経過がございます。また、そして、このシールでございますけれども、豆っこ米といいますが、豆っこ肥料を適正に使われているかどうかということの、いわゆる認証という部分もございます。やはり京阪神等では、このシールがあるなしで、やはり豆っこ米であるかどうか、そういったところの見きわめというところも求められているということがございますので、一定、そういう実需者から生産者等を通じて、このシールで、その出どころを一定、担保すると、そういった意味がございますので、その実需者、また、生産者の依頼に、申請によりまして、そのシールを交付をしているというものでございます。

議長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） 何が言いたいのか、なかなか伝わらないかもわかりませんが、この中小企業振興基本条例の中で、やはりまちづくり、ましてや産業振興を進めていくには、そういった地域の役割でできる部分は地域でやっていく。それを町長は、もちろん持っていたかな困りますし、各担当者も、そういったレベルで考えていただきたいと、当然これは小西酒造から申し出があったということは、課長からもお聞きしております。しかしながら、つくられる経緯の中で、やはり地元には酒蔵があるということであれば、やはりそういったところを最優先していただく取り組みは、当然していただいておりますけれども、そういったことも説明をしていただく町長のホームページの中身であるべきだと、私は思いますし、これは読んでいただいたら、町長が書かれた文ですので、わかりますし。それから、もう一つ、各課の連携という部分で、この記事が町長のホームページがアップされたのが、多分、NHKのニュースで発表された翌日ではないかなというふうに理解しておりますが、そのときに、私は、このお酒の記事であったので、商工観光課長に確認をしました。これはどういった経緯で、どういったものなんだという確認をしたところ、これは農業施策のほうでの話であり、商工観光課のほうの担当とは直接関係がないので、把握はしておりますが、詳しい説明が今のところ、確認をしないとできませんというような答弁でした。やはり各課の連携、私がいつも言う各課の連携というのは、農業施策の一環であっても、お酒

をつくることは商工観光課の分野でもあります。やはり、そういった各課の連携をきちんとしていただく、そういった中で事業を進めていただくことによって、この小西酒造さんが、もしかしたら、与謝娘さんや谷口酒造さんにかわっているかもわかりません。やはり、それは担当課が、また、把握することによって進め方も変わってくるのではないかなと、それが中小企業振興基本条例の、僕は理念だと思っております。やはり、そういった連携を徹底していただくこと、だから、次、また、補正予算、新年度予算にも、いろんな事業が入ってきております。これは農林ですわ、これは商工ですわ。いろんな課のほうの説明をきいておりますと、うちは直接関係ないんですわというような答弁が結構多いです、委員会でも。それでは困るんです。やはり事業を組まれる、それが将来につながっていく、ほかの事業につながっていく考え方を、この中小企業振興基本条例の理念の中で進めていただくのであれば、やはり、この課が担当であろうが、関係のない課、関連する課、同じ認識の中で事業を把握していただく、そういったことが大事ではないかなというふうに感じますが、その辺いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 当然のことながら、それぞれの課の連携というのは、至る側面でできているものであるというふうに思っております。しかしながら、ただいまご紹介をいただきましたとおり完璧にできている。つまり、例えば、商工観光課が農林課の事業を完璧に把握をするということについては、非常に難しいのではないのかなというふうに思います。責任の所在をきっちりと明確にしながら、それぞれの課が連携できることは連携をしていくという体制を、特に農・商の部分につきましては、これからも模索をしてみたいというふうに考えております。

そして、第3期の産業振興会議が立ち上がりました。この会議の中では非常に農・商、そして、建設課につきましても、重要な役割を果たすということで、同じテーブルに座る議論が非常に多くなってきました。そうした中で、特に商工観光課と農林課については、個別の事案だけではなく、2週間に一度ほどは必ず、それぞれの課の報告をし合うというようなことを現在、とり行っているというふうに現状としてはあるので、これからも連携につきましても、それぞれの責任の所在を明確にしながら深めてまいり所存でございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 私が申し上げておるのは、全ての事業、全ての課の把握をしろというのではなく、例えば、認定こども園については教育委員会と福祉課が密接に連携していただいた中で、保育料の算定をはじめ、今、取り組んでいただいております。だから、教育委員会に聞いても、福祉課に聞いても、ほとんど同じような答えが返ってきます。やはり今度、新年度、また、補正で取り組まれる新事業につきましても、これ農林と商工が関連する分野もございませぬ。どちらに確認しても同じような答えが返ってくる認識ぐらいは、やはり新事業で、ましてや課をまたぐ部分については、やっぱり把握をしてほしいなという中で、2週間に1回ぐらいの確認では、当然、追いついていきませぬ。やはりもっと一つの事業を進めていただく中でも密接に、やっぱり取り組んでいただかんとあかんと思います。再度、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私が先ほど申し上げましたのは、それぞれの事案は別として、商工と農林につきましても、情報を共有していく必要があるだろうということから、課長間で2週間に一度ぐらい

はきちりとした報告事項をし合うという決定がされたということでございます。決して、2週間に一度しか連絡をとり合わないということではございませんので、そのあたりは認識をしていただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） 新年度予算も、合併以来123億円ということで、過去、発足以来、最大の規模というような見出しで新聞も与謝野町の2015年度の当初予算につきましては注目をされております。そういった中で新たな取り組み、また、今から審議に入るわけですが、補正、新年度予算につきましても、いろんな事業が展開されていくと思います。やはり関連する部分につきましては、できる限り共有をしていただく、また、他の事業においても、やはりそれなりの関心を持った中で、各課が、それぞれの思いで、うちに、もしこういった関連事業が来た場合には、こういうことをしたらどうかというような発言ができるぐらいのスタンスを持って、取り組んでいただくことを、お願いさせていただきたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 当然のことながら、そのように心がけてまいりたいなというふうに思います。特に来年度の予算編成に当たりましては、多くの新規事業を計上しております。それは予算規模としては、大きくはないものも含まれておりますけれども、そうした小さな事業につきましても、それぞれの課が連携をし合いながら、あるいは住民の皆様との対話の中から生まれてきたものが多くございます。そうしたことを考えますと、役所と町民の皆さん、あるいは議会等のきちりとした情報の共有化が必要であろうというふうに思いますし、当初予算審議、あるいは補正予算の審議の場において、私どももきちりとした提案、あるいは説明ができますように努力をしてまいりたいなというふうに思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） 町長の政策の進め方につきましては、多くの町民の方が注目をされております。また、大きな期待もされております。今後、予算審議、また、補正予算の審議で、また、十分な是々非々の中で議論をさせていただきたいなと思っておりますが、ぜひとも、私も期待する一人でございます。やはり納得できる答弁をいただいて、気持ちよく認めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 来年度の予算編成、あるいは来年度、予定をしている事業につきましては、私が就任をして以降、この契機を一つの軸として取り組みを進めてまいったところでございます。そうした意味において、私にとっても、あるいは与謝野町役場としても非常に重要な補正予算審議、そして、予算審議になろうかというふうに思います。

こうした予算をお認めいただけるように、きちりと説明をしてまいりたいなというふうに思いますし、皆様の期待を、私自身は裏切ることにはできないというふうに思っております。その意味において、必ず実をつけて、そして、花を開くように来年度も事業をできるように、頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、その点につきましては、認識は共有させていただいているというふうに感じております。

- 1 3 番（家城 功） 終わります。

議 長（今田博文） これで、家城功議員の一般質問を終わります。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日は、これにて散会します。  
次回は、3月13日午後2時から開議しますので、ご参集ください。  
ご苦労さんでした。

（散会 午前11時33分）